

特定金属くず買受業における 本人確認記録・取引記録の作成・保存について

(令和8年6月1日施行)

◎本人確認

○営業者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、買受けの相手方の本人特定事項の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければいけません。

本人特定事項・・・ 自然人の場合（氏名、住居、生年月日）
法人の場合（名称、本店又は主たる事務所の所在地）

※過去に買受けの相手方として本人確認を行ったことがある者からの買受けで、その者の口座へ振込をする場合は除く。

※確認資料（自然人）・・・運転免許証、運転経歴証明書、在留カード等
確認資料（法人）・・・登記事項証明書、印鑑登録証明書等

○買受けの相手方が、

「法人」又は「特定金属くず買受業者」の場合
・・・当該買受けに係る取引の任に当たっている者
（代表者が買受けに係る取引を行う場合は代表者）

「国」、「地方公共団体」、「人格のない社団」又は「財団その他政令で定める者」の場合

・・・当該買受けに係る取引の任に当たっている者

の本人確認が必要です。

◎本人確認記録及び取引記録

○営業者は、以下の記録を作成する必要があります。

本人確認を行った場合

・・・本人特定事項に係る記録、本人確認のためにとった措置等に関する記録
（以下「本人確認記録」という。）

特定金属くずの買受けを行った場合

・・・当該買受けの相手方の氏名又は名称、当該買受けの期日及び内容等に関する記録（以下「取引記録」という。）

○作成時期

本人確認、特定金属くずの買受けを行った際、直ちに作成してください。

○記録の保存

営業者は、「本人確認記録」及び「取引記録」を、当該買受けの行われた日から、**3年間**保存しなければいけません。

問い合わせ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課
(097-536-2131)